

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 同仁会

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人同仁会（以下、「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 評議員、理事及び監事には報酬を支給しない。ただし、理事長及び業務執行理事は除く。

2 継続的かつ定期的に就業する理事長の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価して評議員会で決定し支給する。報酬支給基準は、別表のとおり。また、別途賞与の支給は行わない。

3 報酬の額は、法人の決算状況、社会情勢及び経済状況等を勘案し、変更の必要性がある場合には、評議員会で定めるところによる。

(支給期間)

第4条 報酬の支給期間は、任期に伴うこととする。月額計算基準は、1日から末日とする。

(支給日)

第5条 報酬の支給日は、法人の職員給与規定に定める給与の支給日に準じるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 交通費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

附 則

この規定は、平成28年12月24日より適用する。

この規定は、令和1年6月15日より適用する。